

- 01 因果関係の判断の基準時は、不法行為時ではなく、訴訟の場合、事実審の口頭弁論終結時点である。
- 02 判例によると、民法416条は、そもそも債務不履行(契約違反)を理由とする損害賠償についての規定であり、不法行為を理由とする損害賠償には類推適用されるにすぎない。
- 03 平井宜雄説は、民法416条は契約違反から発生する損害が当該契約でカバーされる範囲を示す規定であり、相当因果関係を、①事実因果関係、②規範の保護範囲、③損害の金銭評価に三つに分解し、金銭評価について裁判官の裁量を広く認める。この考え方は、多くの支持を受け、学説では非常に有力となっている。
- 04 判例は、不法行為を理由とする損害賠償の際に損害をどのように把握するかに関して、差額説を原則として採用している。この差額説は、不法行為時の被害者の財産状態から、不法行為があったために被害者が置かれている財産状態の差を損害と捉え、不法行為がなかった状態に戻すのが不法行為法の役割だと考えている。
- 05 差額説では、被害者の被った精神的な苦痛を、損害と評価することができない。また、交通事故に巻き込まれて負傷した者Xが、人一倍努力して収入の減少を防いだ場合には、Xに逸失利益の損害はない。
- 06 差額説を採る実務では、損害は、原則として、治療費・交通費・休業損害などの個別の損害項目を積み上げて算出されており、被害者は、損害の発生の事実のみならず、その具体的数额を立証しなければならない。そのため、公害・薬害などで多数の被害者が共同原告となって被告企業に対し損害賠償請求をする場合にも、個別損害項目積上方式と異なる方法で損害を算定して請求することはできない。
- 07 財産的損害とは、被害者が不法行為時に有していた財産を失ったことによる損失のことを言う。これに対して、非財産的損害とは、財産以外に生じた損害を指し、通常は慰謝料によって賠償される。精神的な損害を被ることがない法人については、財産的損害の賠償しか認められない。
- 08 損害賠償の目的は、実損の填補と不法行為の一般予防(抑止)にあるのであって、加害者に対する制裁は損害賠償の目的に入っていない。
- 09 5歳の幼児が不法行為により死亡した場合には、被害者の逸失利益を正確に算定する方法がないため、逸失利益の損害賠償は認められない。
- 10 男女の平均賃金には違いがあるから、35歳の専業主婦が死亡した場合、35歳の女子労働者の平均賃金を基準にすると男子労働者との不合理な差を生じてしまう。それゆえ、この場合には、家事労働の価値に相当する金額を上乗せしなければ、憲法14条・民法2条に反する。
- 11 証拠資料から逸失利益や積極的損害の額を具体的に算定できる被害者Xについては、裁判所は、Xの人身侵害による逸失利益につき、厚生労働省の賃金センサスを用いて算定してはいけない。
- 12 観光ビザで来日し不法就労していた外国人Xが交通事故に巻き込まれて死亡した場合、Xの逸失利益は、Xの本国の賃金水準を基準として判断される。
- 13 交通事故で自己所有の自動車が損傷した者は、加害者に対し、不法行為の成立要件を充たせば、同等の自動車の中古市場で調達するために必要な金額の支払いを求めることができる。
- 14 Xの所有する築50年経過の古家に、Yが居眠り運転をしていた自動車が突っ込み、家が大きな損傷を受けた場合において、Xが、修理期間中、月額50万円の賃貸マンションを借りて居住したときは、Xは、不法行為の成立要件を充たせば、家の修理費に加えて、家屋修理期間中の賃料相当額を賠償するようYに請求することができる。
- 15 自分の親が交通事故で入院した場合に、心配になって留学先のロンドンから一時帰国した子は、加害者に対して、往復の航空運賃相当額(エコノミークラス)の賠償を請求できる。
- 16 慰謝料額を認定するにあたり、裁判所は、判決文中で、慰謝料額算定に至った根拠を示す必要がない。
- 17 原告が、不法行為を理由に1000万円の損害全部の賠償を請求し、その内訳として、財産的損害600万円、慰謝料400万円と主張していた場合には、裁判所は、財産的損害300万円、慰謝料500万円というような判断を下

- してもよい。原告が、1000万円の損害全部の賠償の内訳として、財産的損害600万円、慰謝料400万円と主張していた場合には、裁判所は、財産的損害700万円、慰謝料200万円というような判断を下してもよい。
- 18 損害賠償請求をするときには、原告は、必ず一時金での支払いを求めなければならない、月や年を単位とする定期金の形で賠償を求めることはできない。
- 19 不法行為の成立要件が充たされたときでも、弁護士強制主義が採られていないわが国においては、被害者が委任した弁護士に支払った報酬等は、加害者に賠償として請求することができない。
- 20 衝突により沈没した船の船体価格が、一時的に約19倍に値上がりしたが、訴訟係属中に元通りに下落した富喜丸事件において、裁判所は、民法416条を適用して沈没時の船体価格を基準とし、備船料や中間最高価格での賠償請求はできない、と判示した。
- 21 不法行為により女性Aと胎児Bが傷害を受け、Bが依然としてお腹にいるAが意識不明状態にある場合、Aの夫でBの父のXは、加害者Yに対して、AやBを代理して和解契約を結ぶことができる。
- 22 不法行為により女性Aと胎児Bが傷害を受け、Aの死後Bが生まれた場合、Aの(元)夫でBの父Xは、民法721条を根拠に、加害者Yに対して、B自身の損害賠償請求権やBが相続したAの損害賠償請求権を、代理して行使することができる。
- 23 生命侵害を理由とする財産的損害賠償請求権は、被害者が即死の場合であっても、いったん被害者のもとで発生し、被害者に帰属したうえで、被害者の相続人に相続される。しかし、この考え方には、「自然人は死亡することにより権利能力を失う」という原則と矛盾するとか「笑う相続人」が出るとの批判がある。
- 24 生命侵害を理由とする財産上の損害の賠償請求権について、相続を否定する立場を採る学者は、扶養利益の喪失を理由とする近親者固有の損害賠償請求権や慰謝料請求権を認めれば足りると主張するが、この考え方に対しては、賠償額が不当に高額になるため妥当でないとの批判がある。
- 25 慰謝料請求権は、被害者が慰謝料請求の意思を表明したことで具体的な損害賠償請求権として確定すると考えられるから、被害者が請求の意思の表明後に死亡した場合に限って、遺族による慰謝料請求権の相続が認められる。
- 26 殺害された被害者の相続人は、被害者の慰謝料請求権を相続した分とともに、自己固有の慰謝料請求権も、民法711条に基づいて請求することができるが、被害者の内縁の妻は、相続人ではなく民法711条の配偶者ではないので、いずれの意味でも慰謝料請求権を取得できない。
- 27 711条は近親者の死亡による遺族の固有の損害賠償請求権をとくに法律で認めたものであるから、被害者の死亡以外の場合に類推することはできない。
- 28 被害者が不法行為の被害を受けて入院し、その子が被害者の入院費を代わりに支払った場合、加害者に対して、親子のいずれからでも入院費用相当額の賠償請求ができる。また、教授会の旅行において参加者全員が飛行機事故で死亡し、当該年度の講義体制が維持できなくなった場合、被害者の教授らの所属する大学は、当該学部学生の授業料等を払い戻した総額を損害として、航空会社に賠償を請求できる。
- 29 不法行為を理由とする損害賠償債務は期限の定めのない債務であるから、民法412条3項により、被害者から損害賠償請求がされると同時に履行遅滞に陥り、その時点から5%の遅延損害金が加算される。
- 30 不法行為に基づく損害賠償を求める訴訟に勝訴した被害者が、判決確定後に予想に反する重い後遺症が出て、さらに数か月の入院を余儀なくされた場合、後遺症に基づく損害賠償請求は、前訴の既判力によって遮断されない。これに対して、予想外に軽傷であることが訴訟終了後に判明しても、既判力により、加害者が判決による認容額の支払いを免れることはできない。